

愛媛県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成 28 年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成 29 年 1 月 1 日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 27 年度 の人件費率
平成 28 年度	人 1,405,325	千円 607,609,602	千円 2,455,001	千円 169,307,942	% 27.9	% 27.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

平成 28 年度における普通会計の決算による職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1 人当たり 平均給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1 人当たりの給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成 28 年度	人 18,557	千円 80,805,678	千円 13,799,436	千円 31,189,453	千円 125,794,567	千円 6,779	千円 7,171

注 1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

平成 29 年度の知事等特別職の給与の臨時的な減額措置は、以下のとおりです。

○特別職

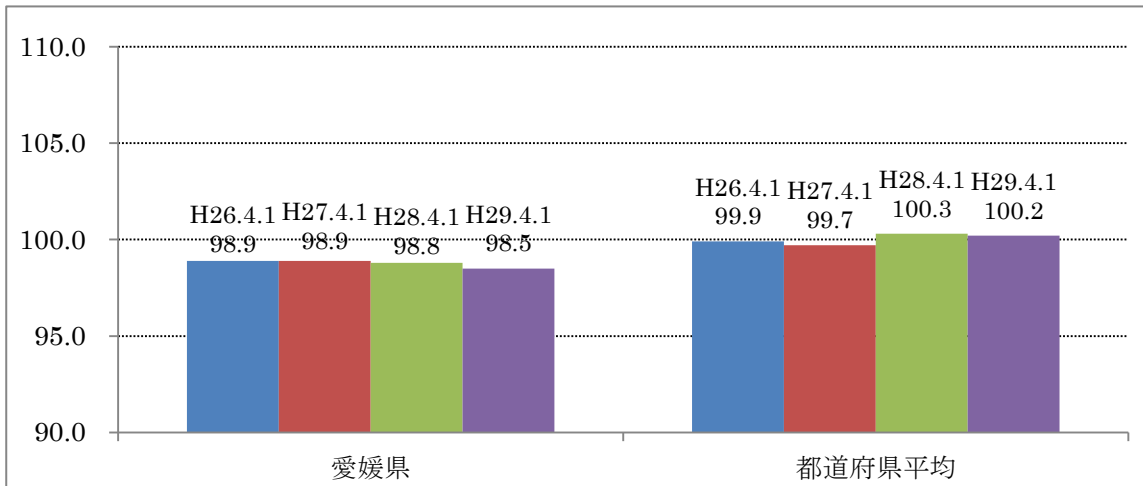
区 分	給 料
知 事	20/100
副知事	12/100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	10/100

(4)ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成29年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.5と国よりも低くなっており、都道府県平均(100.2)を1.7ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が74.3%(29年4月1日現在)であるのに対し、県職員は0.4%(29年4月1日現在)となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

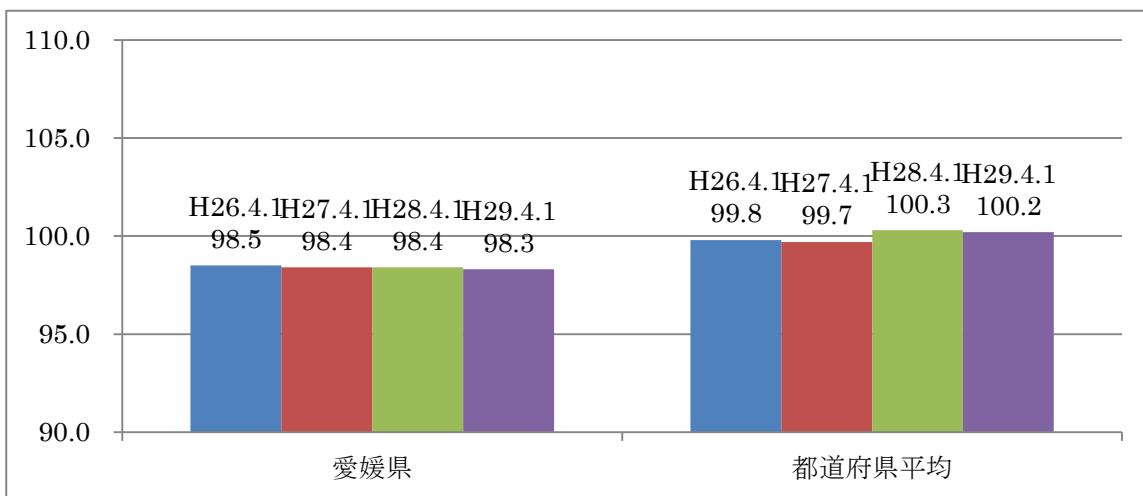


注 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(5)パーシェ指数の状況

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成29年4月1日におけるパーシェ指数は、98.3と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



(6) 給与改定の状況

平成 29 年度については、県人事委員会の勧告を受け、県職員給与と民間給与の較差は正等のため、次のとおり改定しました。

① 例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	県職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 29 年度	円 370,578	円 370,174	円 404 (0.11%)	% 0.11	% 0.11	% 0.15

注 「民間給与」、「県職員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	県職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成 29 年度	月 4.39	月 4.30	月 0.09	月 0.10	月 4.40	月 4.40

注 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合です。また、「県職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当を合計した年間の支給月数です。

③ 扶養手当（平成 29 年 4 月 1 日から段階実施）

（単位：円）

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

（備考）

- 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む
- 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 28 年度は 11,000 円、平成 29 年度は 10,000 円・父母等 9,000 円、平成 30 年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする

(7) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

平成 27 年 4 月 1 日に、一般行政職員の給料表について、平均△2.38%（最高△4.36%）の見直しを行いました。
給料表見直しの経過措置（現給保障）は 3 年とし、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了しました。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給割合について、平成 27 年度に国と同じ基準で見直しを行いました。

【参考：H29.4.1 現在の支給割合】

東京都特別区在勤者：20% 大阪府大阪市在勤者及び医療職給料表（一）適用者：16%

③その他の見直し内容

・単身赴任手当

単身赴任手当の支給額について、平成 27 年度に国と同じ基準で見直しを行いました。

【参考：H29. 4. 1 現在の支給額】

基礎額：30,000 円 距離加算上限額：70,000 円

・管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当の支給対象業務について、平成 27 年度に国と同じ基準で平日深夜業務を追加しました。